

宇治市源氏物語ミュージアム事業案内広告取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市源氏物語ミュージアム事業案内に掲載する広告（以下「広告」という。）の掲載に関する事項のうち、宇治市広告掲載要項及び宇治市広告掲載基準に定めのない事項について定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告の募集は、市広報媒体（市ホームページ）に募集記事を掲載することにより行うものとする。

(広告の規格及び掲載数、掲載位置、掲載期間)

第3条 広告の規格及び掲載数、掲載位置、掲載期間については、別に定めるものとする。

(広告を掲載することができる者の要件)

第4条 広告を掲載することができる者の要件については、宇治市広告掲載基準に定めるもののほか、宇治市源氏物語ミュージアム事業案内は主に市内外の観光客誘致用をはじめ観覧者用に配布するために作成するものであることから、広告の募集は、宇治市内の観光関連業種の個人又は法人その他の団体を対象とする。なお、観光関連業種とは飲食物販売、お茶・その他土産物販売、宇治市内観光施設などをいう。

(広告掲載の承認申請)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、宇治市広告掲載要項及び宇治市広告掲載基準に従い、宇治市源氏物語ミュージアム事業案内広告掲載承認申請書（様式第1号）及び掲載しようとする広告の完全データとそのプリントアウト（以下「広告原稿」という。）を、市が指定する期日までに提出し、市の審査を受けなければならない。

2 掲載しようとする広告原稿の画像の作成及びそれに係る経費は、広告主の負担とする。

(広告の内容の基準等)

第6条 広告は公共性、中立性及び品位を損なわないもので、宇治市広告掲載要項及び宇治市広告掲載基準に適合するものとする。その他、次の留意事項を遵守するものとする。

- (1) 広告の表現について、宇治市の事業であると誤認するおそれのある表現は避けること。
- (2) 広告の配色については、誰にでも見やすい最低限のコントラストを確保するとともに、彩度の強すぎる配色等を避け、宇治市源氏物語ミュージアム事業案内の品位を損ねないような広告とすること。

(3) 広告の内容について疑義が生じた場合は、その都度、宇治市と協議すること。

(広告掲載の決定及び通知)

第7条 審査の結果については、宇治市源氏物語ミュージアム事業案内広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により、広告主に通知するものとする。

(広告内容の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告内容の変更等)

第9条 宇治市は、広告の内容が審査により掲載基準等に反すると判断したときは、広告主に対して広告の内容の変更等を指示することができる。

2 広告主は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告掲載の取消)

第10条 宇治市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他なんらかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 前条の規定による広告内容の変更等を広告主が行わないとき。

(3) 広告主又は広告の内容が法令等に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要項等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、宇治市が広告掲載を適切でないと判断したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定により広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、すでに決定を受けた広告の掲載を取り下げることができない。ただし、やむを得ない理由により、宇治市が認めた場合はこの限りではない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により宇治市に申し出なければならない。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、広告の掲載料を宇治市の定める期日までに、宇治市の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 すでに納められた広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告が掲載できなかつたとき、又は第11条第1項により掲載の取り下げが認められたときは、その一部又は全部を返還することができる。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要項は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この要項は、令和元年8月1日から施行する。

宇治市源氏物語ミュージアム事業案内広告掲載承認申請書

令和 年 月 日

宇治市長 宛て

宇治市源氏物語ミュージアム事業案内への広告掲載を希望しますので、「宇治市広告掲載要項」「宇治市広告掲載基準」「宇治市源氏物語ミュージアム事業案内広告取扱要項」「宇治市源氏物語ミュージアム事業案内広告募集要項」を確認の上、広告原稿（完全データ及びプリントアウト）及び会社案内（パンフレット等）を添付して申請します。

掲載した広告により収集した個人情報については、取り扱いに十分留意するとともに、広告に掲載した内容の利用目的以外の用途には使用しません。

所在地	
名 称 (名称・商号)	
代表者名 (役職名・氏名)	(ふりがな) ⑩
担当者名	(ふりがな) (連絡先)電話： F A X : Eメール：
掲載年度	令和 年度
遵守事項	1. 宇治市広告掲載基準第 3 条の各号に定める規制業種又は事業者でないこと 2. 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと 3. 宇治市に対して市税を滞納していないこと (宇治市に納税義務がある場合) 4. 宇治市屋外広告物条例に違反していないこと
同意事項 (□にチェックを入れて ください)	<input type="checkbox"/> 宇治市が宇治市税の納付状況の調査を行うことに同意します

※上記所在地が本店でない場合や個人事業者である場合は、記載してください

本店でない 場合	法人登録社名	
	法人登録所在地	
個人事業 者である 場合	事業主の住民登録 がある所在地	
	事業主の生年月日	年 月 日

(様式第2号)

令和 年 月 日

様

宇治市長

宇治市源氏物語ミュージアム事業案内広告掲載審査結果通知書

年 月 日付で申請のありました宇治市源氏物語ミュージアム事業案内への広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	
広告審査会 審査結果	
掲載年度	令和 年度